

議案第24号

指定管理者の指定について

次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

1 公の施設の名称

佐倉草ぶえの丘

2 指定管理者となる団体

アメニス・プラネット共同事業体

（代表団体）

千葉県千葉市稲毛区轟町五丁目7番32号

株式会社日比谷アメニス東関東支店 支店長 篠原 誠

（構成団体）

東京都江戸川区松江七丁目21番19号

有限会社プラネット・コンサルティングネットワーク

代表取締役 岡島 桂一郎

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

平成28年11月28日提出

佐倉市長 巖 和 雄